

対象児童1人につき2万円を支給します!

物価高対応子育て応援手当

申請について

原則、不要です。(一部、申請が必要な方は下記に記載)

対象児童

- 1 令和7年9月分の児童手当支給対象児童
(令和7年9月出生児童については10月分)
- 2 令和7年10月1日～令和8年3月31日までに出生した児童



支給までの流れ

対象児童に係る児童手当を本市から受給している世帯には通知を送付しますので、**応援手当の受取を拒否する場合は**、届出書をこども未来課まで提出してください。受取拒否の届出がない場合は、4月頃から順次、児童手当登録銀行口座などへ振り込みます。

以下の方は申請が必要です!! 3月31日までに必ず申請してください!!

- 所属庁から児童手当を受給している公務員 (※本市から個別に通知はありません。勤務先から配布される証明済の申請書をこども未来課に提出してください)
- 令和7年10月1日～令和8年3月31日までに出生した児童の保護者のうち、児童手当認定請求がお済みでない方
- 令和7年10月1日以降に離婚などにより児童手当の申請が必要になった保護者

● 問い合わせ 〒776-8611 吉野川市鴨島町鴨島115番地1
こども未来課 ☎22-2266 FAX22-2245

人権とぴつくす

人権擁護委員の活動

人権擁護委員は法務大臣から委嘱を受け、人権相談を受けたり人権の考えを広める啓発活動をしている民間ボランティアです。県内で182名、市内は9名おり、事務局と連携して、地域の皆さんから人権相談を受け問題解決のお手伝いをしたり、また人権侵害の被害者を救済したり地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるように啓発活動を行っています。

さらに、小中学生対象の手紙による人権相談「子どもの人権S.O.Sミニレター」も実施しています。現在、全国初となる高校生まで拡大しています。



6月に開催された五九郎まつりパレードの様子

人権課 問い合わせ

☎ 22-2229
FAX 22-2247

「おえクーポン」を市民の皆さんへ配布します

エネルギー・食料品価格などの物価高騰による市民生活への影響と景気低迷に対処し市内の地域経済の活性化を図るため、国の「物価高騰対応重点支援地方交付金」を活用し、市内の取扱店舗で使えるクーポンを配布します。

対象者 令和8年2月1日(基準日)において本市に住民登録のある方

配布内容 1人につき、
クーポン12,000円分(500円×24枚)
A 共通券(登録店全てで使えるクーポン)………12枚
B 地元店舗限定券………12枚
(市内に本社・本店がある登録店で使えるクーポン)



配布方法 世帯主あてに世帯全員分のクーポンをゆうパックで配送(申請不要)します。
※3月中旬頃から準備ができ次第、順次発送予定です。配送状況により、到着まで1カ月程度かかる場合があります。

使用期間 4月1日(水)～9月30日(水)まで

対象店舗 市内に店舗や事業所などを有する登録店舗および登録事業所
(クーポン発送時に取扱店舗一覧表を同封します。また、市ホームページにおいて随時、取扱店舗を更新します。)



市ホームページ
二次元コード

「おえクーポン」取扱店舗を募集しています

募集対象 市内に店舗や事業所などを有する事業者

登録場所

- **吉野川商工会議所**
吉野川市鴨島町鴨島169-1
☎24-2274
(平日 午前9時～午後5時)
- **吉野川市商工会**
吉野川市山川町翁喜台117
山川地域総合センター2階
☎42-5642 (平日 午前9時～午後5時)

登録手続きに必要なもの

- 申請者の印鑑
 - 普通預金または当座預金の口座名義人、
口座番号の分かるもの(通帳・キャッシュカードなど)
- ※登録場所に設置している所定の申請用紙に必要事項を記入し、登録手続きを行ってください。
※登録料・換金手数料は必要ありません。



● 問い合わせ 商工観光課 ☎22-2226 FAX22-2237

